

すべての児童に福祉を…… ……その対策



▶すくすく育て子供たち

児童は私達の共通の宝です。その児童を将来立派な人に育てることも現在の大人に課せられた義務ではないでしょうか。県では行政の面から精いっぱい努力を尽くしています。その一面を紹介しましょう。

第1 健全育成対策

すべての児童は健やかに生れ、健全な家庭で暖かい愛情と正しい知識をもって育てられ、豊かな自然環境のなかで伸び伸びと成長することが最も望ましく、すべての人間の願望です。しかしながら家庭環境、社会環境あるいはその他さまざまな問題や、心身の障害があつてそのことが阻まれている児童も数多く見られます。このような恵まれない児童に対して国、県、市町村はそれぞれの分野において、児童憲章、児童福祉法の理念にもとづき児童福祉の充実につとめています。

児童の健全育成対策は、学校教育、社会教育など教育機関あるいは青少年育成県民会議、青少年問題協議会など各機関と相互連絡調整をとりながら進められていますが、福祉施策としての健全育成は、児童相談所、福祉事務所、児童委員の活動によるものほか、一般家庭児童のために健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための児童厚生施設と、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉についての相談指導を行うため家庭児童相談室を各福祉事務所内に設けています。

第2 心身障害児対策

心身障害児は、肢体不自由、精神薄

弱、視覚障害、聴覚障害、重度の心身障害等のため長期間にわたって日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている児童をいいますが、これら障害児を收容して施設で福祉の増進を図る施策と、在宅で各種の給付、指導を行う事業が実施されています。

1 施設養護

障害の種類程度に応じて適切な施設等に收容し、あるいは通所させ、治療、機能訓練、生活指導介護、職能訓練、学習指導を通じ、将来の社会復帰に必要な知識技能と体力の向上が図られています。收容能力も重度心身障害児施設をはじめ、概ね要保護児童に対応する設備が確保されていますが、重度の精神薄弱児(者)施設のベッドが不足する傾向にあるので、年次計画により毎年整備を促進しています。現在施設数十六ヶ所、定員は千九百五十五名です。

2 在宅福祉

いろいろな事情で障害児を施設に收容保護することができない家庭においても同じように深刻な悩みを持っておられるので、これらの悩みを軽減し、児童の福祉を向上するため、次のような制度が行われています。

- (1) 身体障害児に対する補装具の支給
- (2) 重度心身障害児の日常生活の介護をする家庭奉仕員の派遣(十一市町、十五人。)
- (3) 重度心身障害児の医療費の無料化

- (4) 心身障害児(者)扶養共済制度
- (5) 療育指導、育成医療、養育医療、療育医療の給付

第3 児童保育対策

最近のわが国におけるめざましい経済発展、社会情勢、生活様式の急速な変動に伴い婦人の労働市場への進出が恒常化して児童の保育に欠ける家庭が増加したことから、幼児の人間形成に対する保護者の関心と熱意の増大と相俟って保育事業の意義がますます重大となつてきています。保育所は保護者が労働に従事したり、病気などの理由で児童の監護ができない場合、保護者にかわって長時間にわたり養護と教育をあわせ行うことを目的とする施設です。

現在県下に四百三十八ヶ所、利用定員三万三千八百四人、九十三市町村に設置されており、未設置は五ヶ町村ですが、個々の市町村の設置状況をみると利用定員にアンバランスが目立っています。県下の要保育児童は約四万五千人程度と推定されますが、各市町村に対して、管内の要保護児童の実態を把握したうえで、保育所の整備を進められるよう指導しているところです。なお、上記認可保育所のほかに、へき地保育所三十五ヶ所、定員千二百三十三人、季節保育所二十七ヶ所、定員九百七十一人が設置されています。

第4 要保護児童対策

1 児童相談所

児童保護にとって大事なことは保護を要する児童を早期に発見して、問題の所在を的確に把握し、適切な措置をとることです。児童相談所においては適性、しつけ、性向、長欠などの一般健全育成相談をはじめ、触法、養護、精薄、情緒障害などあらゆる児童問題についての相談に応じ、高度な専門的技術と豊富な臨床経験をもちにして、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神衛生上の判定を行い、適正な助言、指導、治療を行っています。

2 收容保護

保護者がいなかったり、虐待されたりしている児童、不良行為が習慣となつている児童、体質的に虚弱な児童などについては、家庭において保護するよりも、施設において養護、教護を行い温かい環境の中で生活指導を通じて児童の人格形成を助長することが適切な場合が多いので、このための施設として養護、教護、乳児、虚弱児施設あるいは里親委託制度があります。県下に十九ヶ所設置され、收容定員は千八十名です。このほか、妊産婦、母子家庭の福祉のための施設として助産施設十七ヶ所、母子寮八ヶ所が設置されています。

第5 手当など給付対策

1 児童手当

児童手当制度は、児童養育費の家計負担の軽減を図ることにより、その家庭生活の安定に寄与するとともに、次代のない手である児童の健全育成と資質の向上を期する目的で、昭和四十七年一月から実施されていますが、その支給対象範囲も三人目の児童が当初の「昭和四十二年一月二日以降に生まれた児童」から、「昭和三十八年四月二日以降に生まれた児童」に拡大され、さらに、昭和四十九年四月からは「義務教育終了前の児童」に拡大されました。

この拡大に伴い新たに児童手当の支給要件に該当する者が生じ、また現在児童手当の支給を受けている者のうちにも、支給対象児童が増加する者が生ずることとなりました。

今回の第二次拡大の受付は、昭和四十九年一月から三月まで行われていますので、該当者は住所地の市町村に請求書を提出して認定を受けてください。

2 児童扶養手当

児童扶養手当制度は昭和三十七年から実施されています。この制度は、国が、父と生計を同じくしていない児童について、手当を支給することによって、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨としたもので、現在受給者は四千二百名となっていますが、年々支給要件や

3 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度は昭和三十九年から実施されています。この制度は国が精神又は身体に重度の障害を有する児童について手当を支給することによってその生活の向上に寄与することを趣旨としたものです。現在受給者は約千名となっています。

児童手当と同じく、年々支給要件や手当額が改正されています。昭和四十八年十月の改正により児童一人につき月六千五百円となり、他の公的年金を受給しているも、手当を受給できるようにしました。

以上述べた事項は児童福祉対策の主なものですが、県としてはこれらの対策をさらに充実し、すべての児童が心身ともに健全に育成されるよう、また恵まれない児童にはきめ細かな福祉の措置がとられるよう積極的な行政を進めていく方針であり、県政の基本方針に人間尊重の精神を掲げている所以もここににあります。児童福祉については、国、地方公共団体、児童の保護者が一体となって対策を講じなければなりません。特に肌と肌との触れあいによる養育、地域の理解と協力による健全育成が根底となるものであり、県民の方々の児童福祉に対する御協力をお願いします。